

## 「(仮称)復興推進・生活支援センター」の設立支援について

社会福祉法人 大阪ボランティア協会 常務理事 早瀬 昇

### 【中・長期的対応策】(仮設住宅への転居完了時まで、仮設住宅後をふまえ、実現すべきこと)

「いのち」と「生活」を共に支える“拠点”を、市町村／コミュニティごとに創設できるよう、政府として支援する。

被災者自身や被災地域のNPOが主体的に参画・参集する拠点をベースに、被災地の人々が主導的に復興活動を推進。被災者一人ひとり異なる個別的なニーズにも寄り添い、一人ひとりの生活の再建に基づいた、地域社会の復興を進める。

国は、このような体制整備のため、予算措置を含めた、必要な措置をとる。

### <具体的対策>

#### ★ 被災各地域(市町村/コミュニティ)に「(仮称)復興推進・生活支援センター」を創設できるよう、政府として支援する

##### (1) 運営の原則

##### ① 被災者主体・被災者主導(被災者/避難者を客体化=お客さん扱い・過度の弱者扱いしない)

- ・センター運営への被災者/避難者の参加を促す(被災者/避難者+被災地NPOと生活支援相談員、ボランティアコーディネーターなどの専従スタッフとの協働運営を目指す)。
- ・プログラムの開発と実施にあたって、できるだけ被災者/避難者+被災地NPOが主体となり、地域外からその活動を応援する体制を整備する。

※ここでいう「被災地NPO」とは、被災地内のNPO法人だけでなく、社会福祉法人や公益法人等も含む。

	岩手県	宮城県	福島県
NPO法人(11年2月28日)	298	584	564
社会福祉法人(10年4月1日)	293(255)	214(176)	(199)
公益法人	9	10	9
特例民法法人	312	322	356

※社会福祉法人数の( )内は、社会福祉協議会と共同募金会を除いた数字

##### ② 地域主体・地域主導

- ・国などから定型的な「型」を押し付けるのではなく、被災市町村／コミュニティごとの個別的な事情を考慮して、それぞれに運営形態や事業形態を検討できることとする。

### ③ 協働型運営

- ・「民」と「官」の多様な利害関係者が協働して運営を進める。
  - （・特定の主体だけで運営されるのではなく、被災者／避難者や地元NPO、社会福祉協議会、農業・漁業・商工業者、青年団、消防団、自治体関係者などの中から“有志”が集って立ち上げ、オープンな形でセンターを運営する。
- ・事業推進の中核となる事務局は、被災地の社会福祉協議会やNPO支援機関の職員だけでなく、人望のある避難所のリーダーなどの採用も認める。

※ この種のセンター設立を考える主体は、あくまでも被災地自体にある（**ボトムアップ原則**）。

そこで、上記の運営原則をふまえた上で

- 地域の複数のNPO関係者の参画
- 事業実施に関わる専門性をもったスタッフの関与
- 事業計画の実効性

などの要件を設定し、下記の機能の全部ないし複数の機能を担う事業計画の提案を受け、その経費の相当割合を、数年間、補助する（センターの自立性を担保するため、過大でない範囲で、一定の自己負担を求める。仮に将来、補助を終了する場合は、サンセット方式とする）

### （２）期待される機能

#### ① 「災害ボランティアセンター機能」（災害ボランティアセンターから発展する場合に限る）

- ・当面は緊急生活支援ニーズに対応したボランティアコーディネート（泥かき、引越し手伝い）に対応。徐々に個別ニーズに重点を移す。
- ・被災者自身も助け合いの担い手に（出番を得、例：郡山市にある巨大避難所ビッグパレットに開設した「生活支援ボランティアセンター（おだがいさまセンター）」）

#### ② ワンストップの相談対応機能（生活支援センター。市町村センター／相談コーナー）

- ・多様な人材／専門職と連携し、被災者の様々な生活課題（居住、就労、教育、福祉、健康、環境保護、多文化共生…）に対し、総合的・包括的に対応する。
- ・仮設住宅群でのよろず相談 など
- ・生活支援相談員（厚生労働省所管・福祉施設に配置）／ライフサポートアドバイザー（生活援助員。厚生労働省所管・仮設住宅併設のサポート拠点に配置）／集落支援員（総務省所管・過疎地の集落に配置）などもセンターを活動拠点ないし連携拠点とすることで、相互に連携

#### ③ コミュニティの維持・再生機能（市町村センターおよび相談コーナー）

- ・仮設住宅群での自治会活動の支援
- ・ふれあいサロン／いきいきサロンの開催
- ・交流イベントの開催 など

#### ④ 地元NPOの活動活性化機能

- ・NPOの財政力向上（活動強化のための助成事業の実施、寄付者獲得講座の開催 など）
- ・震災を機に改めてその意義を見直すことになったボランティアとの協働力向上研修 など

#### ⑤ 復興推進機能（産業復興、雇用創造。県センターおよび市町村センター）

- ・住民参加／住民（地元NPO）主導型の復興・雇用創造の支援拠点としての機能  
事例：@リアスNPOセンター（釜石）、気仙沼復興協会、番屋プロジェクト（南三陸町）
- ・「日本はひとつ」しごとプロジェクト（厚生労働省）と連動した、復旧事業へのCFW（Cash for Work）的展開の斡旋
- ・被災生産者と県外消費者をつなぐプロジェクトの仲介（Buy 東北、Visit 東北キャンペーン） など

### （3）センターの活動エリアと相互の連携、および職員

センターは、社協など従来からあるネットワークを生かして創設することも認める一方で、地域／コミュニティごとにボトムアップ的な形で創設することも可能とするが、各センター間および県域など広域での連携がスムーズになされるために、活動エリアに応じて、以下のような連携関係をとることができるものとする。

#### ① 活動エリアと主な機能、職員数

##### 1) 仮設住宅群ないし合併前自治体エリア

- ・仮設住宅の集会所や合併前自治体エリアごとに開設するような場合、「相談コーナー」とし、主にワンストップ的な相談対応とコミュニティの維持・再生にあたる（50戸以上の中規模・大規模仮設住宅群に1～2人配置。）

##### 2) 市町村エリア

- ・上記の機能に加え、地元NPOの活動活性化や復興推進、また50戸未満の「小規模仮設住宅群」や「みなし仮設住宅」の巡回相談にあたる。また県レベルの復興事業計画の策定にも参画する。3～4人配置。

##### 3) 県エリア

- ・県レベルでNPOの活動活性化や復興推進。市町村エリアのセンターの支援。県外避難者への対応。県レベルの復興事業計画への参画など。県の規模により6人前後。

※職員数は、もっぱら管理・事務にあたるスタッフを除く

#### ② 専任スタッフ

- ・避難所などで活躍してきた住民リーダーや長期間活動してきたNPOスタッフなど、地元で人望のある人材を、一定の研修を経て新たに雇用して確保することもできる。

- ・被災者支援社会的包摂事業（緊急雇用創出事業・重点分野雇用創造事業）などを活用した雇用も考えられる。
- ・希望するセンタースタッフに対して、「スタッフ研修」を実施（市民活動論、協働論、過去の大災害時の取り組み、コミュニティソーシャルワーク、ボランティアコーディネーション、生活支援系諸制度の理解、社会的企業論…）

※ 今ある市民参加型の復興推進拠点である「災害ボランティアセンター」と、「(仮称)復興推進・生活と支援センター」との比較表

	災害ボランティアセンター	復興推進・生活支援センター
設置主体	主に地元社協（一部に独立型のセンターもある）	地元社協の他、新たな協議会等の結成による設立もありうる
スタッフ	Vコーディネーター（地元社協職員、県外社協ブロック派遣職員、支援P派遣職員など）	生活支援相談員（地元社協職員、地元関係者）、Vコーディネーター、NPO支援スタッフ、県外応援者も助言者的に参加
対応する課題	緊急的な生活支援（炊き出しなどの支援、側溝を含む公共施設整備、個別被災世帯の泥かき、転居支援、思い出探し隊…）	仮設住宅などでの日常的な生活支援、被災者／避難者の中から復興リーダーの育成、まちおこし、雇用創出、復興計画策定への参画、域外支援者との連携
活動期間	遅くとも夏ごろまで	夏までに新設か、災害VCから発展。仮設住宅から震災復興住宅への転居完了までは活動（その後も復興推進の「民の拠点」となりうる）
運営財源	地元社協自己負担＋支援P（中央共募）＋ブロック派遣元社協など	復興基金からの助成、各種政府制度の活用に加え、JPF「ともに生きる」ファンドの活用や民間寄付の開拓 など

震災支援制度等ワーキンググループへの提案（問題提起）

## 「住民基本台帳法」の改正ないし特例対応について

社会福祉法人 大阪ボランティア協会 常務理事 早瀬 昇

今回の大震災においては、原発事故により、長期間、地元自治体から遠隔自治体への避難を余儀なくされる避難者が多数生まれ、またリアス地域などでも元の住所地が津波に襲われたため、近隣自治体での避難生活を送る人々が多数いる。

元来、住所地を移転した場合、住民基本台帳法により、転居から14日以内に転居の届け出をしなければならず、これにより「住民としての地位」を確定することになる。ここで「住民としての地位」とは、住所地自治体における住民としての権利及び義務の相対で、権利としては選挙権、国民健康保険制度への加入、地元自治体の学校での就学…など、極めて広範囲にわたる。

しかし、今回の大震災にあたっては、自らの意思に反して避難を余儀なくされている事情から、避難先への転入届を差し控え、元住所のままで避難先に移動しており、就学期の児童がいる場合も、移転先に転入届を出さず「越境入学」的な形となっている事例もある。

その結果、「住民としての地位」を得られないままの状態（いわば、難民にも似た状態）となっている避難者が、多数、存在する。

そこで、住民基本台帳法の改正ないし特例対応によって、元・住所と避難先住所の両方で住民登録ができる制度を導入し、避難者が避難先においても、住民として正当な権利を行使できるように制度を改正すべきだと考える。

ただし、制度の改正にあたっては、多くの論点が存在する。

- ・選挙権はどの自治体において成立すると考えるか（避難者の意思としては元の自治体？）
- ・納税先や国民健康保険料の納入先はどの自治体か（公共サービスを受ける立場と考えると、避難先自治体が適切。しかし、全住民が避難している自治体は住民税収がなくなる。）
- ・二重の住所を登録する住民票は、第三者の閲覧が可能で、避難者であることに関する個人情報保護の対策が必要になる。

その他、さまざまな問題が考えられる。

もっとも、だからといって、大量の避難住民が元の自治体の住所のままで、他自治体で暮らし続けることの課題も少なくない。

三宅島の全島避難時にも同様の課題が発生していたのではないかと考えるが、当時どのような対策が取られたのか。今回、改善すべき点はないのか？ これらの点について、総務省などで、この問題についての対策を早急に検討されるとともに、すでに対策があるならば避難者への周囲をお願いしたい。